

3 文科高第 1569 号
令和 4 年 3 月 17 日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局長

増 子 宏
(公 印 省 略)

大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合
について定める件等の一部を改正する告示の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 3 号）（以下「改正省令」という。）が、別添 2 のとおり「大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示」（令和 4 年文部科学省告示第 33 号）（以下「改正告示」という。）が令和 4 年 3 月 17 日に公布され、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）等に関する規定は同日から施行され、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）等に関する規定は令和 4 年 8 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、令和 3 年 6 月に教育再生実行会議で取りまとめられた「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」等を踏まえ、大学のグローバル化のための取組の一つとして、日本人学生が海外の大学等で学修したり外国人学生を我が国の大学等が受け入れたりするための機会の拡大に向け、我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して国際連携教育課程を編成することができる制度（ジョイント・ディグリー）を更に推進するべく、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいください。

記

第 1 改正の概要

1 改正省令

(1) 大学設置基準の一部改正

ア 国際連携学科の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける大学は外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第五十条第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける大学が共同開設科目を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。とされているところ、当該大学及び連携外国大学において修得した単位数が、当該大学及びそれぞれの連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学及び連携外国大学において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第五十二条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件についても同様に、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとしたこと。(第五十四条第一項及び第二項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第五十六条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(1)において「共同国際連携教育課程の場合」という。)、所要の読替えをすること。(第五十六の二条関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教

育課程を編成するものとしたこと。(第五十六条の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、学生が当該二以上の大学のうち一の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第五十六条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして算出される学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。(第五十六条の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第五十六条の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

(ア) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第五十六条の七第一項関係)

(イ) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積以上とすることとしたこと。(第五十六条の七第二項関係)

(ウ) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第五十六条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、

教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第五十六条の八関係)

(2) 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部改正

ア 国際連携学科の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける専門職大学は外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第六十六条第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける専門職大学が共同開設科目を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位（夜間等三年生前期課程にあつては十五単位））を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができるとされているところ、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、当該専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第六十八条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了については十単位以上、修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了については二十単位以上、夜間等三年制前期課程にあつては十単位以上を修得することとしたこと。(第七十条第一項、第二項、第三項及び第四項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第七十二条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の専門職大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合（以下（2）において「共同国際連携教育課程の場合」という。）、所要の読替えをすること。（第七十二条の二関係）

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学は、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。（第七十二条の三関係）

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学は、学生が当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。（第七十二条の四関係）

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして算出される学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。（第七十二条の五関係）

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。（第七十二条の六関係）

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

(ア) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。

（第七十二条の七第一項関係）

(イ) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積以上とすることとしたこと。（第七十二条の七第二

項関係)

(ウ) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全専門職大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第七十二条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第七十二条の八関係)

(3) 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部改正

ア 国際連携専攻の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携専攻を設ける大学院は外国における災害その他の事由により外国の大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第三十五条第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携専攻を設ける大学院が共同開設科目を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができることとしたこと。ただし、当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位数が、当該大学院及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第三十七条第二項関係)

ウ 国際連携専攻に係る修了要件

国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとしたこと。また、国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとしたこと。(第三十九条第一項及び第二項関係)

エ 国際連携専攻に係る専任教員数

アの改正に伴い、国際連携専攻の教員であって専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であって、定められた資格を有するものが兼ねることができるとしていた規定を削除すること。
(第四十条関係)

オ 国際連携専攻に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携専攻に係る施設及び設備について、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第四十一条関係)

カ 国際連携専攻を設ける二以上の大学院が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携専攻を設ける二以上の大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(3)において「共同国際連携教育課程」という。)、所要の読替えをすること。(第四十一条の二関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第四十一条の三関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一の大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の大学院のうち他の大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第四十一条の四関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第四十一条の五関係)

(4) 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部改正

ア 国際連携専攻の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携専攻を設ける専門職大学院は外国における災害その他の事由により外国の

専門職大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第三十五条第二項及び第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携専攻を設ける専門職大学院が共同開設科目を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができるのとされているところ、当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位数が、当該専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第三十七条第二項関係)

ウ 国際連携専攻に係る修了要件

国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとしたこと。また、国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、通常求められる修了の要件に加え、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとしたこと。(第三十九条第一項及び第三項関係)

エ 国際連携専攻に係る専任教員数

アの改正に伴い、国際連携専攻の教員であって専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であって、定められた資格を有するものが兼ねることができるとしていた規定を削除すること。(第四十条関係)

オ 国際連携専攻に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携専攻に係る施設及び設備について、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第四十一条関係)

カ 国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(4)において「共同国際連携教育課程の場合」という。)、所要の読替えをすること。(第四十一条関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学院は、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。（第四十二条関係）

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。（第四十三条関係）

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第四十四条関係）

(5) 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部改正

ア 国際連携学科の学生定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける短期大学は外国における災害その他の事由により外国の短期大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。（第四十三条第三項関係）

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける短期大学が共同開設科目を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができるとされているところ、当該短期大学及び連携外国短期大学において修得した単位数が、当該短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該短期大学及び連携外国短期大学において修得した単位とすることはできないこととしたこと。（第四十五条第二項関係）

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められ

る卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける短期大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、修業年限が三年の短期大学の卒業の要件については二十単位以上、夜間等三年制学科にあつては十単位以上を修得することとしたこと。(第四十七条第一項～第三項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第四十九条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の短期大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(5)において「共同国際連携教育課程」という。)、所要の読替えをすること。(第四十九の二条関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の短期大学は、当該二以上の短期大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第四十九条の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の短期大学は、学生が当該二以上の短期大学のうち一の短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第四十九条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について算出される学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。(第四十九条の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを

乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第四十九条の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

(ア) 共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの短期大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第四十九条の七第一項関係)

(イ) 共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積以上とすることとしたこと。(第四十九条の七第二項関係)

(ウ) 共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全短期大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第四十九条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第四十九条の八関係)

(6) 専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部改正

ア 国際連携学科の収容定員に係る制限の撤廃

国際連携学科の収容定員は、当該専門職短期大学の収容定員の二割を超えない範囲で定めるものとしていた制限を撤廃することとしたこと。これに伴い、国際連携学科を設ける専門職短期大学は外国における災害その他の事由により外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずることとしたこと。(第六十三条第三項関係)

イ 共同開設科目

国際連携学科を設ける専門職短期大学が共同開設科目を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は

連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる」とされているところ、当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、当該専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできないこととしたこと。(第六十五条第二項関係)

ウ 国際連携学科に係る卒業の要件

修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、通常求められる卒業の要件に加え、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとし、国際連携学科を設ける専門職短期大学において修得する最低単位数を引き下げたこと。また、修業年限が三年の専門職短期大学の卒業の要件については二十単位以上、夜間等三年制学科にあつては十単位以上を修得することとしたこと。(第六十七条第一項～第三項関係)

エ 国際連携学科に係る施設及び設備

アの改正に伴い、国際連携学科に係る施設及び設備について、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしていた規定を削除すること。(第六十九条関係)

オ 国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が連携して教育研究を実施する場合の適用

国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができることとしたこと。この場合(以下(6)において「共同国際連携教育課程」という。)、所要の読替えをすること。(第六十九条の二条関係)

カ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとしたこと。(第六十九条の三関係)

キ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定

共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、学生が当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとしたこと。(第六十九条の四関係)

ク 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について算出される学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、所定の方法により算出される当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上としたこと。(第六十九条の五関係)

ケ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととしたこと。(第六十九条の六関係)

コ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積

(ア) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職短期大学における校舎面積の算定については、所要の読替えを行うこととしたこと。(第六十九条の七第一項関係)

(イ) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ算定される面積をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積以上とすることとしたこと。(第六十九条の七第二項関係)

(ウ) 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全専門職短期大学で必要とされる校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに必要な校舎面積を有することを要しないこととしたこと。(第六十九条の七第三項関係)

サ 共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。(第六十九条の八関係)

(7) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

2 改正告示

- (1) 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十四号）、大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十五号）、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十七号）及び短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十六号）の一部改正

大学等が国際連携学科を設ける場合に満たすべき要件として、連携外国大学等について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであることを追加したこと。

- (2) 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部改正

国際連携専攻を設ける二以上の大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く教員の数については、共同教育課程の規定を準用すること。

- (3) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部改正

ア 国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の専門職大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く教員の数については、共同教育課程の規定を準用すること。

イ 国際連携専攻を設ける二以上の教職大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の教職大学院は、当該二以上の教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

- (4) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）の一部改正

学位の種類及び分野の変更等に関する基準における、大学の学部等の設置等にあたり授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものを定めた規定について、当分の間、国際連携学科等の設置等については適用しないこととする旨の附則の規定を削除したこと。

- (5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

第2 留意事項

1 連携外国大学等が実施する教育の質の保証について

連携外国大学等が実施する教育について、改正告示により新たに求められる外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価について確認することはもとより、協議の場等を通じた体系的な教育課程の編成や共同での教員研修の実施等を通じ、我が国の学位を授与するにふさわしい質の確保に努めること。

2 定員に関する制限の撤廃に伴う措置について

国際連携学科等の定員について、当該学科等を設ける学部等の定員の二割を超えない範囲で定員を設ける旨の制限が撤廃されたものの、当該制限が設けられていた趣旨である、外国における災害その他の事由により外国の大学等と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備えることの必要性については引き続き変わらないため、改正後の大学設置基準第五十条第三項等に定める学生の学修の継続に必要な措置について、実効性のある計画策定等を確実に実施する必要があること。

3 共同開設科目に係る単位について

国際連携教育課程の卒業要件として我が国の大学等で最低限修得しなければならない単位数が引き下げられたことに伴い、共同開設科目により修得した単位について、これまでも必要とされていた連携外国大学等において最低限修得することとされている単位数に加え、我が国の大学等において最低限修得することとされている単位数を修得した上でなければ、我が国の大学等及び連携外国大学等で修得した単位とすることはできないこととされたこと。

4 共同国際連携教育課程に関する事項

(1) 協議の場の設置について

共同国際連携教育課程の場合においては、協議の場を設ける場合、連携して教育研究を実施する我が国の大学等及び連携外国大学等全てが参加するものとする。

(2) 遠隔の大学等による共同国際連携教育課程の実施について

連携して共同国際連携教育課程を実施する大学等が遠隔地にある場合には、遠隔授業の実施や、各校地において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成など学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることのないよう適切に配慮することが必要であると考えられること。

(3) 収容定員について

共同国際連携教育課程を履修する学生に係る収容定員については、各大学等に置かれる国際連携学科等ごとに定められるものであり、各大学等の学則においては、当該大学に置かれる国際連携学科等に係る収容定員を記載するものであること。また、当該共同国際連携教育課程全体の状況を参照することができるよう、その他の大学等に置かれる国際連携学科等に係る収容定員も合計した全体の収容定員を合わせて記載

することが望ましいこと。

(4) 学生の在籍関係について

共同国際連携教育課程を履修する学生は、制度上は連携して当該共同国際連携教育課程を実施する全ての大学等に在籍するものであるが、それぞれの学生について、いずれか一つの大学等を定め、当該大学等に本籍を置く必要があること。

その際、大学等ごとの収容定員に応じて、各学生について本籍を置く大学等を定める必要があること。

学校基本調査等の各種統計、調査等においては、大学等ごとの学生数は上記により本籍を置く学生の数として取り扱う必要があること。

(5) 学位審査の在り方について

共同国際連携教育課程を履修する者に係る学位の審査は我が国の各大学等と連携外国大学等が合同で行うことが必要であると考えられること。この場合において、学位審査委員会は、全ての大学等の教員をもって構成することが必要であると考えられること。

ただし、共同国際連携教育課程に係る学位審査委員会は、制度上は各大学等に置かれる学位審査委員会を合同で開催し、そこに連携外国大学等の教員が参画するものであることから、共同国際連携教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学等以外の他の大学等の教員を併任するか、あるいは、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の協力者となることが必要であること。

また、共同国際連携教育課程に係る学位審査の円滑な実施のため、各大学等は協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定することが望ましいこと。

(6) 学位授与の方式について

共同国際連携教育課程を修了した者に対して学位を授与する際には、我が国の各大学等及び連携外国大学等の連名で授与するものとする。

(7) 教育研究活動の評価に関する事項

共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学等の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など大学等又は法人単位で実施されるものにおいては、共同国際連携教育課程に係る当該大学等の教育研究活動の状況に加えて、共同国際連携教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。

また、専門職大学院の認証評価においては、課程単位でその教育研究活動の状況を評価するものであることから、共同国際連携教育課程を編成する各大学が共同して認証評価を受ける必要があると考えられること。

5 国際連携学科等の設置等の手続等について

届出による国際連携学科等の設置等が可能となったこと等の制度改正に伴い、認可申

請や届出を行うに当たっての手續や提出書類に変更点があるので、4月以降の認可申請・届出の手續等については以下 URL に別途掲載予定の「国際連携学科等の設置の認可申請等に係る提出書類の作成の手引（令和4年度（8月認可申請、届出用）」を確認し、対応すること。

【申請・届出書類作成の手引、記入様式など】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

6 その他

改正省令及び改正告示の公布に合わせて、文部科学省において、国際連携教育課程等に関する留意事項や注意点等を網羅的にまとめたガイドラインを以下のホームページに掲載している。国際連携教育課程の実施に当たっては、本通知に加え、当該ガイドライン及び平成26年11月14日高等局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（26文科高第621号）も併せて参照すること。

【ガイドライン掲載リンク】

https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt_koutou03-100001504_04.pdf

本件担当

（国際連携教育課程制度に関すること）

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室企画係

電話 03－（5253）4111（内線2564）

（大学設置基準等に関すること）

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03－（5253）4111（内線3338）

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第二百二条第一項及び第四百四条第一項から同条第七項までの規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

文部科学大臣 末松 信介

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

第一章 総則（第一条—第二条の三）	第二章 教育研究上の基本組織（第三条—第六条）	第三章 教員組織（第七条—第十三条）	第四章 教員の資格（第十三条の二—第十七条）	第五章 収容定員（第十八条）	第六章 教育課程（第十九条—第二十六条）	第七章 卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）	第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）	第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の三）	第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）	第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十）	（三）	第十一章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）	第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二—第四十九条の四）	第十三章 国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条の八）	第十四章 雑則（第五十七条—第六十条）	附則	（学部以外の基本組織）	第六条 「略」	2 「略」	3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以
-------------------	-------------------------	--------------------	------------------------	----------------	----------------------	-------------------------	----------------------------------	--------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	-----	--------------------------------	--	---------------------------------	---------------------	----	-------------	---------	-------	--

目次

第一章 総則（第一条—第二条の三）	第二章 教育研究上の基本組織（第三条—第六条）	第三章 教員組織（第七条—第十三条）	第四章 教員の資格（第十三条の二—第十七条）	第五章 収容定員（第十八条）	第六章 教育課程（第十九条—第二十六条）	第七章 卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）	第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）	第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の三）	第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）	第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十）	（三）	第十一章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）	第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二—第四十九条の四）	第十三章 国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条）	第十四章 雑則（第五十七条—第六十条）	附則	（学部以外の基本組織）	第六条 「同上」	2 「同上」	3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用す
-------------------	-------------------------	--------------------	------------------------	----------------	----------------------	-------------------------	----------------------------------	--------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	-----	--------------------------------	--	-------------------------------	---------------------	----	-------------	----------	--------	--

外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学(外国の専門職大学に相当する大学を含む。以下この章において同じ。)と連携して教育研究を実施するための学科(第五条の課程を含む。)(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

2 大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける大学は、外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学(以下「連携外国大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にか

る場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(第五条の課程を含む。)(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

2 大学は、学部、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割(一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学(以下「連携外国大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

(共同開設科目)

第五十二条 「同上」

かわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該大学及び連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により当該大学及びそれぞれの連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学及び連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条 「同上」

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学

科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 「項を削る。」

1 国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携し

科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

「同上」

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 「1」 第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

て教育研究を実施する場合の適用)

第五十六条の二 国際連携学科を設ける二以上の大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第五十一条第二項、第五十二条及び第五十四条の規定の適用については、第五十一条第二項及び第五十二条中「国際連携学科を設ける大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の大学」と、「連携外国大学」とあるのは「、それぞれの大学及び連携外国大学」と、「連携外国大学」とあるのは「それぞれの大学」と、第五十四条中「国際連携学科を設ける大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける大学」とする。

「条を加える。」

(国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成)

第五十六条の三 前条の場合(以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。)にあつては、当該二以上の大学は、第十九条

「条を加える。」

第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

「条を加える。」

第五十六条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、学生が当該二以上の大学のうち一の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位(第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。)を、当該二以上の大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれれみなすものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数)

第五十六条の五 第五十五条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課

「条を加える。」

程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十三条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。)以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る大学別専任教員数(前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イ(1)若しくは(2)の表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積)

第五十六条の六 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平

「条を加える。」

方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）

第五十六条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの大学における第三十七条の二の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第四十八条第一項」とあるのは、「第四十八条第一項又は第五十六条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（1）若しくは（2）又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

3 第三十七条の二及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条の八 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がな

「条を加える。」

「条を加える。」

いと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
 第三章 収容定員（第九条）
 第四章 教育課程（第十条―第二十一条）
 第五章 卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
 第六章 教員組織（第三十一条―第三十六条）
 第七章 教員の資格（第三十七条―第四十二条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）
 第九章 事務組織等（第五十五条―第五十八条）
 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条の八）
 第十二章 雑則（第七十三条・第七十四条）
 附則

（学部以外の基本組織）

第八条 「略」

2 「略」

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第七十一条、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（国際連携学科の設置）

第六十六条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
 第三章 収容定員（第九条）
 第四章 教育課程（第十条―第二十一条）
 第五章 卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
 第六章 教員組織（第三十一条―第三十六条）
 第七章 教員の資格（第三十七条―第四十二条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）
 第九章 事務組織等（第五十五条―第五十八条）
 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条）
 第十二章 雑則（第七十三条・第七十四条）
 附則

（学部以外の基本組織）

第八条 「同上」

2 「同上」

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第七十一条、第七十二条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（国際連携学科の設置）

第六十六条 「同上」

必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第七条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 専門職大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける専門職大学は、外国における災害その他の事由により外国の専門職大学に相当する大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第六十八条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単

2 専門職大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

（共同開設科目）

第六十八条 「同上」

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単

位（夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位）を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により当該専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

位（夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位）を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条 〔同上〕

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第五項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）
第七十一条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）
第七十二条 「項を削る。」

1 国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第五項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することにも、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 「同上」

（国際連携学科に係る専任教員数）
第七十一条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）
第七十二条 「1」 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から

第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用)

第七十二条の二 国際連携学科を設ける二以上の専門職大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第六十七条第二項、第六十八条及び第七十条の規定の適用については、第六十七条第二項及び第六十八条中「国際連携学科を設ける専門職大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の専門職大学」と、「連携外国専門職大学」とあるのは「それぞれの専門職大学及び連携外国専門職大学」と、「当該専門職大学」とあるのは「それぞれの専門職大学」と、第七十条中「国際連携学科を設ける専門職大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける専門職大学」とする。

(国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成)

第七十二条の三 前条の場合(以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。)にあつては、当該二以上の専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

第七十二条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学は、学生が当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数〕

第七十二条の五 第七十一条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第三十五条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別専任教員数」という。）以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る専門職大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る専門職大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数（以下この項において「最小専門職大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小専門職大学別専任教員数以上とする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積〕

第七十二条の六 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積について

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

は、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)

第七十二条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における第四十七条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条第一項又は第七十二条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「専門職大学別校舎面積」という。)以上とする。

3 第四十七条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに専門職大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)

第七十二条の八 前二条に定めるもののほか、第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じ

「条を加える。」

「条を加える。」

て必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）
- 第三章 教員組織（第八条―第九条の二）
- 第四章 収容定員（第十条）
- 第五章 教育課程（第十一条―第十五条）
- 第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）
- 第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）
- 第八章 独立大学院（第二十三条―第二十四条）
- 第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）
- 第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）
- 第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）
- 第十二章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条の五）
- 第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条）
- 附則

（共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）
- 第三章 教員組織（第八条―第九条の二）
- 第四章 収容定員（第十条）
- 第五章 教育課程（第十一条―第十五条）
- 第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）
- 第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）
- 第八章 独立大学院（第二十三条―第二十四条）
- 第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）
- 第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）
- 第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）
- 第十二章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
- 第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条）
- 附則

（共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部

係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 「略」

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設けることができる。

2 大学院は、国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻を設ける大学院は、外国における災害その他の事由により外国の大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目(以下この項におい

として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 「略」

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 「同上」

2 大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割(一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

2 「同上」

(共同開設科目)

第三十七条 「同上」

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目(以下この項におい

て「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により当該大学院及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする)博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条(二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

て「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、五単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 「同上」

2 「同上」

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする)博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条(二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連

携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において読み替えて準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

〔項を削る。〕

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

3 修により十単位以上を修得することとする。
〔同上〕

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 「同上」

2 第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 「1」 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

〔国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用〕

第四十一条の二 国際連携専攻を設ける二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条の規定の適用については、第三十六条第二項及び第三十七条中「国際連携専攻を設ける大学院」とあるのは「国際連携専攻を設ける二以上の大学院」と、「連携外国大学院」とあるのは「、連携外国大学院」と、「当該大学院」とあるのは「それぞれの大学院及び連携外国大学院」と、「国際連携専攻を設ける大学院」とあるのは「それぞれの国際連携専攻を設ける大学院」とする。

〔国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成〕

第四十一条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等〕

第四十一条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一の大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の大学院のうち他の大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一の大学院において受けた国際連携

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

教育課程に係る研究指導を、当該二以上の大学院のうち他の大学院において受けた当該国際連携教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備〕

第四十一条の五 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

〔条を加える。〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教員組織（第四条・第五条）</p> <p>第三章 教育課程（第六条―第十一条）</p> <p>第四章 課程の修了要件等（第十二条―第十六条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第十七条）</p> <p>第六章 法科大学院（第十八条―第二十五条）</p> <p>第七章 教職大学院（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第八章 共同教育課程に関する特例（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第九章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十四条）</p> <p>第十章 雑則（第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（法科大学院の教育課程の編成方針）</p> <p>第二十条の二 法科大学院は、教育課程の編成に当たっては、次条第一項各号及び第六項各号に掲げる授業科目を段階的かつ体系的に開設するものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>（法学既修者）</p> <p>第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、第二十三条第一項第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2 4 「略」</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教員組織（第四条・第五条）</p> <p>第三章 教育課程（第六条―第十一条）</p> <p>第四章 課程の修了要件等（第十二条―第十六条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第十七条）</p> <p>第六章 法科大学院（第十八条―第二十五条）</p> <p>第七章 教職大学院（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第八章 共同教育課程に関する特例（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第九章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十章 雑則（第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（法科大学院の教育課程の編成方針）</p> <p>第二十条の二 法科大学院は、教育課程の編成に当たっては、次条第一項各号及び第四項各号に掲げる授業科目を段階的かつ体系的に開設するものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>（法学既修者）</p> <p>第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、第二十三条第一項第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2 4 「略」</p>

(共同教育課程の編成)

第三十二条 二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2〔略〕

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 専門職大学院（法科大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学院に相当する大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2 専門職大学院は、国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、外国における災害その他の事由により外国の専門職大学院に相当する大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大

(共同教育課程の編成)

第三十二条 二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2〔同上〕

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 「同上」

2 専門職大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大学院」

学院」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲(教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲)で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第三項の規定により当該専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位とする²ことはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

2 「同上」

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲(教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲)で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とする²ことはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 「同上」

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 「同上」

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 「同上」

(国際連携専攻に係る専任教員数)

「条を削る。」

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用)

第四十一条 国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条の規定の適用については、第三十六条第二項及び第三十七条第一項中「国際連携専攻を設ける専門職大学院」とあるのは「国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院」と、「連携外国専門職大学院」とあるのは「それぞれの専門職大学院及び連携外国専門職大学院」と、第三十七条第二項中「国際連携専攻を設ける専門職大学院」とあるのは「国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院」と、「当該専門職大学院」とあるのは「それぞれの専門職大学院」と、第三十九条第一項及び第二項中「国際連携専攻を設ける専門職大学院」とあるのは「それぞれの国際連携専攻を設ける専門職大学院」と、同条第三項及び第四項中「国際連携専攻を設ける教職大学院」とあるのは「それぞれの国際連携専攻を設ける教職大学院」とする。

第四十条 第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十一条 「1」 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

「条を加える。」

(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成)

第四十二条 前条の場合(以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。)にあつては、当該二以上の専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十三条 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備)

第四十四条 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(その他の基準)

第四十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

(その他の基準)

第四十二条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学

<p>2 〔略〕</p> <p>院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。）の定めるところによる。</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(短期大学設置基準の一部改正)

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の三）
 第二章 学科（第三条・第三条の二）
 第三章 学生定員（第四条）
 第四章 教育課程（第五条―第十二条）
 第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）
 第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）
 第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）
 第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）
 第十章 専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十）
 第十一章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
 第十二章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条の八）
 第十三章 雑則（第五十条―第五十二条）
 附則

（国際連携学科の設置）

第四十三条 短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学（外国の専門職短期大学に相当する短期大学を含む。以下この章において同じ。）と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける短期大学は、外国における災害その他の事由により外国の短期大学と連携した教育研究を継続することが困難とな

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の三）
 第二章 学科（第三条・第三条の二）
 第三章 学生定員（第四条）
 第四章 教育課程（第五条―第十二条）
 第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）
 第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）
 第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）
 第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）
 第十章 専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十）
 第十一章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
 第十二章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）
 第十三章 雑則（第五十条―第五十二条）
 附則

（国際連携学科の設置）

第四十三条 短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 「同上」

3 国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割（一の短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの学生定員の

る事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第四十四条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の短期大学(以下「連携外国短期大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第四十五条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、連携外国短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該短期大学及び連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により当該短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該短期大学及び連携外国短期

合計が当該短期大学の学生定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第四十四条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する以上の外国の短期大学(以下「連携外国短期大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

(共同開設科目)

第四十五条 「同上」

2 国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国短期大学において修得した単位とすることはできない。

期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十六条 国際連携学科を設ける短期大学は、学生が連携外国短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみな

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十六条 [同上]

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 [同上]

し、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携学科に係る専任教員数)

第四十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第四十九条 「項を削る。」

1 国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用)

第四十九条の二 国際連携学科を設ける二以上の短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第四十四条第二項、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、第四十四条第二項及び第四十五条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の短期大学」と、同項、連携外国短期大学」とあるのは「、それぞれの短期大学及び連携外国短期大学」と、「当該短期大学」とあるのは「それぞれの短期大学」と、第四十七条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける短期大学」とする。

(国際連携学科に係る専任教員数)

第四十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第四十九条 「1」 第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

「条を加える。」

〔国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成〕

第四十九条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の短期大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定〕
第四十九条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の短期大学は、学生が当該二以上の短期大学のうち一の短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数〕
第四十九条の五 第四十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一の表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る短期大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員の数（以下この項において「最小短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小短期大学別専任教員数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）

第四十九条の六 第三十条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る学生定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）

第四十九条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの短期大学における第三十一条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第四十一条第一項」とあるのは、「第四十一条第一項又は第四十九条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一

「条を加える。」

「条を加える。」

の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

3 第三十一条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条の八 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第六条 専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 学科（第五条）
 - 第三章 収容定員（第六条）
 - 第四章 教育課程（第七条―第十八条）
 - 第五章 卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
 - 第六章 教員組織（第二十八条―第三十三条）
 - 第七章 教員の資格（第三十四条―第三十九条）
 - 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）
 - 第九章 事務組織等（第五十二条―第五十五条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
 - 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条の八）
 - 第十二章 雑則（第七十条―第七十二条）
- 附則

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十二条 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（国際連携学科の設置）

第六十三条 専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 学科（第五条）
 - 第三章 収容定員（第六条）
 - 第四章 教育課程（第七条―第十八条）
 - 第五章 卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
 - 第六章 教員組織（第二十八条―第三十三条）
 - 第七章 教員の資格（第三十四条―第三十九条）
 - 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）
 - 第九章 事務組織等（第五十二条―第五十五条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
 - 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条）
 - 第十二章 雑則（第七十条―第七十二条）
- 附則

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十二条 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（国際連携学科の設置）

第六十三条 「同上」

と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 専門職短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、外国における災害その他の事由により外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学（以下「連携外国専門職短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職短期大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第六十五条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した

2 「同上」

3 国際連携学科の収容定員は、当該専門職短期大学の収容定員の二割（一の専門職短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該専門職短期大学の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学（以下「連携外国専門職短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職短期大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

（共同開設科目）

第六十五条 「同上」

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した

単位とすることができる。ただし、当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十七条第一項から第三項までの規定により当該専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十六条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、学生が連携外国専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

単位とすることができる。ただし、連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十七条第一項から第三項までの規定により連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十六条 「同上」

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれ
の連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業
科目の履修により修得する単位数には、第二十条の二、第二十一条第
一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一
項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得した
ものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単
位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第六十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第三十二条に定める
学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科ご
とに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十九条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携学科を設ける専門職短期大学が外国において国際連携教
育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のない
よう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が国際連携学科にお
いて連携して教育研究を実施する場合の適用）

第六十九条の二 国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学は、国
際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この
場合において、第六十四条第二項、第六十五条及び第六十七条の規定
の適用については、第六十四条第二項及び第六十五条中「国際連携学
科を設ける専門職短期大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以

課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 「同上」

（国際連携学科に係る専任教員数）

第六十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第三十二条に定める
学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科
ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十九条 〔1〕 第四十条から第四十四条まで並びに第四十六条及び
第四十八条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備に
ついては、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用す
ることができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合に
は、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職短期大学が
外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては
、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

〔条を加える。〕

上の専門職短期大学」と、「連携外国専門職短期大学」とあるのは「当該専門職短期大学」とあるのは「それぞれの専門職短期大学」と、「第六十七条中「国際連携学科を設ける専門職短期大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける専門職短期大学」とする。

（国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）

第六十九条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、学生が当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数）

第六十九条の五 第六十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第三十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数に、一の国際連携

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る専門職短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る専門職短期大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くとときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員の数（以下この項において「最小専門職短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小専門職短期大学別専任教員数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）
第六十九条の六 第四十四条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

「条を加える。」

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)

第六十九条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職短期大学における第四十五条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第六十一条第一項」とあるのは、「第六十一条第一項又は第六十九条の七第二項」とする。

「条を加える。」

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「専門職短期大学別校舎面積」という。)以上とする。

3 第四十五条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに専門職短期大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)

第六十九条の八 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第七条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第三項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者</p> <p>二 七 「略」</p>	<p>第百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第三項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者</p> <p>二 七 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(学位規則の一部改正)

第八条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(趣旨)
 第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。
)。第四百四条第一項から第七項までの規定により大学又は独立行政法
 人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令
 の定めるところによる。

(趣旨)
 第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という
)。第四百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法
 人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令
 の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)
 第二条 法第四百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(専
 門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文におい
 て同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(学士の学位授与の要件)
 第二条 法第四百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(専
 門職大学及び短期大学を除く。)が、当該大学を卒業した者に対し行
 うものとする。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)
 第五条の二 法第四百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位は
 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げると
 おりとし、これらは専門職学位とする。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)
 第五条の二 法第四百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は
 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げると
 おりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
[略]	[略]

区分	学位
[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十条の七第六号中「第二十条の八第二項」を「次条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置)

2 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十条第三項、専門職大学設置基準第六十六条第三項、大学院設置基準第三十五条第三項、専門職大学院設置基準第三十五条第三項、短期大学設置基準第四十三条第三項及び専門職短期大学

設置基準第六十三条第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携学科又は国際連携専攻の収容定員又は学生定員が、当該国際連携学科又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割（一の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携学科又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員又は学生定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割）を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。

3 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻に係る専任教員数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

○文部科学省告示第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第五項、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項及び第五十一条第二項、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条、第三十五条第一項及び第三十六条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項及び第四十四条第二項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十七条第二項及び第七十四条並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第六十四条第二項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月十七日

文部科学大臣 末松 信介

大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示

(大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の一部改正)

第一条 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える

改正後	改正前
<p>大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国大学について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。</p> <p>二 連携外国大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国大学について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件の一部改正)

第二条 国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大学設置基準第五十一条第二項の規定（同令第五十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p>	<p>大学設置基準第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職大学に関し必要な事項を定める件の一部改正)

第三条 専門職大学に関し必要な事項を定める件(平成二十九年文部科学省告示第百九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第九条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定（同令第七十二条の二により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第七十二条の二」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>第九条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件の一部改正）

第四条 大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。</p> <p>二 連携外国大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国大学院について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件の一部改正)

第五条 国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十九号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>大学院設置基準第三十六条第二項の規定（同令第四十一条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 「略」</p>
改正前	<p>大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部改正）

第六条 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について次のように定め、平成十一年九月十四日から適用する。</p> <p>一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。</p> <p>二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。</p> <p>三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に応じ、必要な数の研究指導教員を置くものとする。</p> <p>四 「略」</p> <p>五 第一号から第三号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から第三号までの規定を適用して得られる研究指導教員の数(次号において「全体研究指導教員数」という。)及び研究指導補助教員の数(次号において「全体研究指導補助教員数」という。)をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」及び「大学院別研究指導補助教員数」という。)の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。</p> <p>六 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないとき又は</p>	<p>大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について次のように定め、平成十一年九月十四日から適用する。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p>

当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導補助教員数の合計が全体研究指導補助教員数に満たないときは、その不足する数の研究指導教員又は研究指導補助教員をいずれかの大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

七 第五号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員の数（以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。）に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。

八 第一号から第三号までの規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、当該二以上の大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く教員の数については、第五号から前号までの規定を準用する。この場合において、第五号、第六号及び前号中「共同教育課程を編成する専攻」とあるのは、「国際連携専攻」と読み替えるものとする。

九 「略」

七 「同上」

「号を加える。」

八 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件の一部改正）

第七条 専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>専門職大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国専門職大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。</p> <p>二 連携外国専門職大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する専門職大学院に相当する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国専門職大学院について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>専門職大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件の一部改正)

第八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百七十一号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>専門職大学院設置基準第三十六条第二項の規定（同令第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p>	<p>専門職大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部改正)

第九条 専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成十五年文部科学省告示第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項及び第四十五条第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。</p>	<p>専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。</p>
<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）</p> <p>第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数を加えた数（以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員を置くものとする。ただし、法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合には、当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程の最小専門職大学院別専任教員数を七とする。</p>	<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）</p> <p>第一条 「同上」</p>
<p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれ専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの専攻に係る収</p>	<p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>

容定員の割合に依じてそれぞれ按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。)の専任教員を置くものとする。

4 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

5 第三項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員の数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。

6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあつては、次項の規定により得られる専任教員の数)に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

7 第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の専門職大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く専任教員の数については、第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第三項、第四項及び第五項中「共同教育課程を編成する専攻」とあるのは、「国際連携専攻」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は第六項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計

4 「同上」

5 「同上」

6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

「項を加える。」

7 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計し

した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(教職大学院の教育課程)

第五条 教職大学院は、専門職大学院設置基準第二十九条第一項に規定する実習により行われる授業科目(次項及び第三項において「実習により行われる授業科目」という。)に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。

- 一 教育課程の編成及び実施に関する領域
- 二 教科等の実践的な指導方法に関する領域
- 三 生徒指導及び教育相談に関する領域
- 四 学級経営及び学校経営に関する領域
- 五 学校教育と教員の在り方に関する領域

2 教職大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 [略]

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する教職大学院(以下この項において「構成教職大学院」という。)は、当該構成教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該構成教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の教職大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の教職大学院は、当該二以上の教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

た数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(教職大学院の教育課程)

第五条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

4 [同上]

[項を加える。]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の一部改正）

第十条 短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>短期大学設置基準第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国短期大学について、外国の政府又はそれに準じる機関に認証された正規の短期大学であること。</p> <p>二 連携外国短期大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する短期大学が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国短期大学について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>短期大学設置基準第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件の一部改正)

第十一条 国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第七十号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>短期大学設置基準第四十四条第二項の規定（同令第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p>
改正前	<p>短期大学設置基準第四十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部改正)

第十二条 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件(平成二十九年文部科学省告示第百十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第九条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定(同令第六十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定める(平成二十六年文部科学省告示第七十号)の規定を準用する。</p> <p>この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「同令第四十九条の二」とあるのは「同令第六十九条の二」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。</p> <p>第十一条 専門職短期大学設置基準第七十二条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号(短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。</p>	<p>第九条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める(平成二十六年文部科学省告示第七十号)の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。</p> <p>第十一条 専門職短期大学設置基準第七十二条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号(短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正)

第十三条 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(大学設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正)

第十四条 大学設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件(平成十五年文部科学省告示第四十四号)の一部を次のように改正する。

前文中「第四十六条」を「第六十条」に改める。

(大学院設置基準第三十三条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正)

第十五条 大学院設置基準第三十三条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等

の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

前文中「第三十三条」を「第四十六条」に改める。

（短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第十六条 短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

前文中「第三十七条」を「第五十二条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和四年八月一日から施行する。

（国際連携学科又は国際連携専攻を設ける場合の要件に係る経過措置）

2 この告示の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る改正後の大学が国際連携学科を設ける場合について定める件、大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件又は短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。